

5月21日(木) 18:30~

会場：国労会館 大会議室



第148回定例研究会

今回は会員限定とします

## パート・有期法と同一労働同一賃金

報告：北上 紘生 氏（弁護士）

### これからの企画

#### ◆第149回定例研究会

日時…6月18日(木) 18:30~

場所…国労会館会議室

「パワハラ防止法」

種本良彦氏

(ローカルユニオン静岡)

#### ◆第150回定例研究会

日時…7月16日(木) 18:30~

(日程変更の可能性あり)

場所…国労会館会議室

「津久井やまゆり園事件の背景」

佐々木隆志氏

(静岡県立大学短期大学部教授)

#### ◆第10回中間総会と記念講演

日時…8月1日(土) 13:00~

場所…あざれあ 502会議室

「ドイツと日本における貧困対策」

布川日佐史氏(法政大学教授)

### 不合理な差別の禁止

「パートタイム・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」が2020年4月1日から施行されました。（中小企業は2021年4月1日から）この法律により、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などの待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。また非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求められることができ、事業主は求めがあった場合は説明をしなければなりません。改正労働者派遣法でも同様です。

しかし、この法律では比較される労働者について、職務内容だけでなく「その他の事情」も考慮することになっていたり、また一般の正社員だけでなく、「無期雇用フルタイム労働者」（有期から無期転換した労働者）でも良いことになっている等、様々な抜け道があります。

非正規労働者の待遇改善のために労働組合が果たす役割は大きいものがあります。